

守谷市民活動支援センターの概要

1. 概要

守谷市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年12月にボランティア等の市民公益活動を行う団体（以下「市民公益活動団体」という。）の情報発信や活動の場を提供する施設として浄化センター内に開設された。平成18年1月には、市民公益活動団体がより効率的に支援センターを活用できるよう中央公民館に支援センターを移動した。

さらに、平成20年4月には、現在の市民交流プラザ2階に施設を移動した。

2. 運営方法について

平成27年度までは市が直接非常勤職員を配置して運営していたが、より市民公益活動団体に寄り添った支援ができるように平成28年度から民間による運営に移行した。支援センターの拠点である市民交流プラザは、既に児童施設として指定管理者が管理しており、複数の指定管理者を指定することは望ましくないため、現在の業務契約による委託を行っている。

なお、受託者は、守谷市内の中間支援組織が NPO 法人協働もりやしかないため、平成28年度から現在まで NPO 法人協働もりやに運営を委託している。

	直 営	民 営	
運 営 体 制	行政職員による運営	業務委託	指定管理者制度
メリット	市の方針に沿った運営が継続できる。	市民目線に立った事業運営が可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線に立った、効率的な事業運営、施設管理が可能となる。 ・受託団体の自立につながる。
課 題	中間支援組織としての役割に限界がある。	市内公益活動情報に精通する団体への委託が望ましく、競争入札になじまない。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一建物に複数の指定管理者が入ることとなり、施設管理が複雑となる。